

北海道感染症予防計画(令和6年度～令和11年度)の 推進状況及び評価等(案)

第1章 【感染症の予防の推進に関する施策】

第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項	P. 1
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	P. 2
第4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	P. 2
第5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	P. 2～P. 3
第6	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	P. 4～P. 5
第7	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	P. 5
第8	宿泊施設の確保に関する事項	P. 6
第9	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	P. 6～P. 7
第10	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	P. 7
第11	感染症対策物資の確保に関する事項	P. 7
第12	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	P. 8
第13	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	P. 8～P. 9
第14	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	P. 10
第15	特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	P. 10
第16	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策 (道と市町村及び他都府県等との連絡体制の確保を含む)に関する事項	P. 11
第17	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	P. 11～P. 12

第2章 【特定感染症等の予防の推進に関する施策】

1	エキノкокクス症対策の推進	P. 13
2	結核対策の推進	P. 13
3	ウイルス性肝炎対策の推進	P. 14
4	インフルエンザ対策の推進	P. 15
5	性感染症対策の推進	P. 15
6	麻しん対策の推進	P. 16
7	風しん対策の推進	P. 17
8	後天性免疫不全症候群（エイズ）対策の推進	P. 18
9	蚊・ダニ媒介感染症対策の推進	P. 19

別表【数値目標】	P. 20
----------	-------

北海道感染症予防計画(R6～11)の推進状況及び評価等(案)

評価(進捗状況)は次の4段階で実施(数字のみ記載)

- 1 全体的に順調 2 比較的順調
3 一部に努力を要する 4 全体的に努力を要する

(R7.4.1現在)

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第2 感染症の 発生の予 防のため の施策に 関する事 項	1 感染症発生動向調査【P.5～P.6】 ・ 感染症に関する情報の収集・分析及び公表については、全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠であり、道・保健所設置市は、医師会等の協力を得て、感染症発生動向調査の重要性に関し、特に現場の医師等に対して、その周知を図り、調査を適切に進めるものとする。 道・保健所設置市は、法第12条に規定する医師の届出の提出について、医師会等の協力を得ながらその周知を図り、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、適時、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討や、感染症サーベイランスシステムを活用した迅速かつ効果的な情報収集・分析を推進するものとする。また、道は、法第14条第1項及び第14条の2第1項に規定する届出機関の指定に当たっては、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう、その指定を行うものとする。	国内の急性呼吸器感染症(ARI)の発生の傾向(トレンド)や水準(レベル)を踏まえた、流行中の呼吸器感染症を把握するARIのサーベイランスを令和7年4月から開始するため、道医師会等関係機関と連携し、ARI定点の設計・選定を行った。 併せて、感染症発生動向調査の重要性に関し、関係機関と連携して周知するとともに、患者定点及び病原体定点を見直して指定を行った。 また、感染症サーベイランスを通じて患者の発生動向等を収集・分析し、週報や個別の発生状況について公表した。	1	・ARIサーベイランスの開始と新たな定点医療機関の指定に向けて、課題抽出から関係機関と調整し、具体的な方向性を整理する段階まで進めたため。 ・感染症サーベイランスを通じて患者の発生動向等を収集・分析し、週報や個別の発生状況について公表したため。	【課題】 感染症対策において、早期探知、公衆衛生上のリスク評価を行う上で、平時から、感染症サーベイランスを通じた情報収集・分析体制の構築は重要である。 【今後の取組方針】 引き続き、平時から、衛生研究所において病原体やゲノム情報等の収集・分析、リスク評価を行い、感染症の発生動向や流行パターンを把握し、異常な発生の早期探知、適切な分析を通じた感染症のリスク要因や感染拡大の可能性を評価し、感染症対策につなげていく。
	2 検疫所との連携【P.7】 ・ 道は、国内に存在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して道内に侵入することを防止するため、平時から、検疫所と連携を図るものとする。 ・ 道内の検疫所長が、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、医療機関の管理者と協定を締結しようとするとき、知事は、検疫所長に対し、連携協議会等を通じるなどして意見を述べることができるものとする。	検疫所と医療機関との協定締結に当たり、検疫法第23条の4第2項の規定に基づき知事の意見を回答したほか、有事を想定した検疫所主催の訓練への参加により、検疫所との連携に努めた。	1	・検疫所が医療機関と協定を締結し、隔離・停留の措置について、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備できたため。 ・有事を想定した検疫所主催の訓練に参加し、検疫所との連携を強化することができたため。	【課題】 引き続き、検疫所と連携をしていく必要がある。 【今後の取組方針】 引き続き、検疫所との連携を図りながら、検疫所主催の訓練に参加し、連携確認を継続する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	1 基本的な考え方【P.7】 ・ 知事は、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報などについて適時・適切に公表するとともに、当該情報に関する道民の理解の増進に資する必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。	・令和7年3月に北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、情報提供・共有、リスクコミュニケーションのあり方について整理した。 ・新興感染症発生時における感染者情報の公表については、コロナ対策時の経過も踏まえ、自治体毎に公表内容が異なる事を防ぐため、全国統一的な扱い(公表基準)をあらかじめ示すよう、北海道・東北ブロック会議で要望したほか、統括庁担当者と意見交換を行い国に働きかけを行った。	1	・令和7年3月に北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、情報提供・共有、リスクコミュニケーションのあり方について整理したため。 ・公表基準について全国統一的な扱いを示すよう国に要望したため。	【課題】 公表基準について、国の策定状況を注視するとともに、国方針が示された場合は、道における公表基準を検討する必要がある。 【今後の取組方針】 公表基準の策定に関し、国の動向を注視し、国の報告が示された場合は、速やかに道における公表基準の検討を始める。
第1章 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	1 電磁的方法を活用した届出【P.12】 ・ 道・保健所設置市は、迅速かつ効率的に情報を収集するため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関等の医師が、道に対して行う次の届出等については、電磁的方法により行うよう、相互に連携し、感染症指定医療機関等へ働きかけを行うものとする。 ア 感染症の発生届 イ 積極的疫学調査 ウ 新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見があるものが入院した場合の報告 エ 当該患者又は所見があるものが退院又は死亡した場合の報告	迅速かつ効率的に情報を収集するため、医師による感染症発生届の電磁的方法による届出に関する情報を道のホームページに掲載し、周知を行った。	2	道のホームページにおいて、医師による感染症発生届の電磁的方法による届出に関する情報を掲載し、周知を行ったが、電磁的届出状況の実態把握まで行えなかったため。	【課題】 迅速かつ効率的に情報を収集するため、引き続き、医師による感染症発生届の電磁的方法による届出の推進が必要。 【今後の取組方針】 医師による感染所発生届の電磁的方法による届出の実態把握を行うとともに、道のホームページ等を活用し、引き続き、感染症発生届の電磁的届出について周知を行う。
第1章 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	1 検査の実施体制【P.12】 ・ 道・保健所設置市は、新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、平時から計画的な準備を行うとともに、民間の検査機関等との連携を推進するものとする。	1日あたりの検査実施件数の数値目標達成に向け、令和6年度末までに6民間検査機関との協定締結を行った。 ①流行初期検査件数 10,745件/日 (目標 1,290件/日) ②流行初期以降検査件数 16,152件/日 (目標 9,856件/日)	1	民間検査機関及び医療機関、保健所設置市との協議により、計画に掲げる検査実施件数の数値目標を達成したため。	【課題】 有事の際、病原体等の検査体制等を速やかに整備できるよう、関係課、衛生研究所及び保健所間での円滑な連携が必要。 【今後の取組方針】 ・有事の際、病原体等の検査体制等を速やかに整備できるよう、衛生研究所等と円滑な連携に向けた検討・準備を行う。 ・協定締結している民間検査機関等に対し、協定締結継続について意向確認を年1回実施するとともに、保健所設置市とも情報共有を行う。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第5 病原体等 の検査の 実施体制 及び検査 能力の向 上に関する事項	2 衛生研究所等の検査能力の向上【P.13】 ・ 道は、道立衛生研究所及び保健所が試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置及び機器の点検・更新や精度管理を行うとともに、国立感染症研究所等が実施する研修に職員を計画的に参加させるほか、道立衛生研究所及び保健所と連携し、実践型の訓練を行うものとする。	・病原体等検査の業務管理要領に基づき、計画的に検査機器の点検や精度管理を実施するとともに、必要な人員体制を関係課と連携し計画的に対応した。 ・衛生研究所職員は、国立感染症研究所等の主催する研修へ参加し、検査機能の向上を図った。 ・平時から円滑に有事体制に移行し検査が実施できるよう、机上訓練や保健所から衛生研究所への検体の搬送、検査の実施及び検査結果の報告に至るまでの実動訓練など、保健所と衛生研究所が連携した実践型訓練を実施した。	1	・必要な人員体制については、毎年度、検討を行っている。また、外部委託も行いながら検査機器の点検を行うとともに、検査精度管理は計画的に自主点検を行ったため。 ・令和6年9月に国立感染症研究所主催の「令和6年度検査機関に対する検査能力・精度管理等の向上を目的とした講習会(検査能力向上講習会)」へ衛生研究所及び保健所職員が参加し、検査機能の向上を図ったため。 ・令和6年11月に、変異H5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス感染疑い患者が発生したことを想定し、道感染症対策課、地域保健課及び衛生研究所間において、検査依頼等の方法や模擬検体を用いた訓練を実施したため。	【課題】 有事の際、初期から円滑に検査が実施できるよう、道感染症対策課、地域保健課、衛生研究所及び保健所と連携を確認することが必要。 【今後の取組方針】 継続的に関係者間の連携確認を行うほか、講習会や検体の搬送等を含めた実動訓練を実施する。
	3 衛生研究所の実施体制の向上【P.13】 ・ 道は、新興感染症のまん延時に備え、病原体等の検査体制等を速やかに整備できるよう、民間検査機関又は医療機関との検査措置協定等により、平時から計画的に準備を行うものとする。 また、衛生研究所等と協力し、検査に係る体制(検体搬送に係る手順や地域の実情に応じた効率的な搬送方法、検査数、検査結果の患者への伝達方法、保健所間の連携体制等)や電磁的方法での情報共有方法等を検討するものとする。	保健所と衛生研究所の職員が国立感染症研究所主催の検査能力向上講習会を受講するなど、新たな感染症発生時の検体検査実施体制の構築に取り組んでいる。 また、保健所と衛生研究所において検体包装責任者講習会を開催し、各所の検体搬送方法等について確認した。	1	国立感染症研究所主催の検査能力・精度管理等の向上を目的とした講習会に衛生研究所及び保健所職員が参加し、検査機能の向上に取り組んだため。 また、衛生研究所職員による保健所職員を対象とした「包装責任者講習会」を開催し、病原体等の適切な梱包手順等の向上を図ったため。	【課題】 平時から、新たな感染症発生時における病原体等の検査体制等を速やかに整備できるよう、講習会や研修を通じて衛生研究所等と円滑な連携に向けた検討・準備を行うことが必要。 【今後の取組方針】 衛生研究所及び保健所職員による国立感染症研究所主催の新たな感染症発生を想定した各種検査対応研修・訓練の参加や衛生研究所職員による保健所職員への検体搬送研修などを通じて、搬送方法や保険所管連携といった検査体制や電磁的方法での情報共有等の検討・準備について平時から取り組む。
	4 病原体等の検査情報の収集【P.13】 ・ 感染症の病原体等に関する情報の収集・分析及び公表は(中略)病原体等に関する情報の収集・分析を行うとともに、個人情報の保護に留意した上で、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表するものとする。	感染症有事の対策の基礎となる情報収集・分析、リスク体制の構築のため、道立衛生研究所感染症センター、道立保健所、保健所設置市との協働による感染症情報のネットワークを通じて、病原体サーベイランスの適切な運用を図った。 また、令和6年度においては、流行中の呼吸器感染症を把握するARIのサーベイランスを令和7年4月から開始するため、新たにARI定点の設計・選定を行った。	1	・課題抽出から関係機関と調整し、ARIサーベイランスの開始と新たな定点医療機関の指定に向けて、具体的な方向性を整理する段階まで進めたため。 ・感染症サーベイランスを通じて患者の発生動向等を収集・分析し、週報や個別の発生状況について公表したため。	【課題】 柔軟かつ機動的な感染症有事対応の確保の観点から、平時から病原体サーベイランスを通じた情報収集・分析、リスク評価機能の充実を図る必要がある。 【今後の取組方針】 引き続き、国立健康危機管理研究機構による必要な技術的支援を受けながら、適切かつ効率的な病原体サーベイランスを実施する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	1 感染症に係る医療の提供体制【P.15】 ・ 感染症の発生・まん延時において(中略)適切に対応するものとする。 特に、全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者数の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保するものとする。 ・ 道は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の入院を担当する医療機関と平時に医療措置協定を締結し、第一種協定指定医療機関に指定するものとする。 ・ 道は(中略)発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定するものとする。	入院病床数や発熱外来医療機関数等の数値目標達成に向け、関係団体との連携のもと、説明会の開催や個別訪問などを通じて、医療機関等に丁寧に働きかけながら医療機関との協定締結を行った。 (入院病床数 ①2,053床 ②2,641床 発熱外来医療機関数①1,076機関②1,325機関 自宅療養者等医療提供機関数②3,399機関) ※①:流行初期期間②流行初期期間経過後) (第一種協定指定医療機関数209機関 第二種協定指定医療機関数3,913機関)	1	一部の二次医療圏で近隣圏域との連携により補完する項目はあるものの、道全体では目標を達成したため。	【課題】 協定指定医療機関について、自らの機関の地域における役割の再確認や地域の他の協定指定医療機関との役割分担・連携について確認・共有が必要。 【今後の取組方針】 ・各地域において、関係機関や医療機関ごとの役割分担について確認する。 ・入院病床数や発熱外来実施機関など、役割に応じた必要数が地域において確保し続けられるよう、協定指定医療機関の状況を随時把握する。
	2 医療の支援体制の整備【P.15-16】 ・ 道は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の医療機関に代わって患者を受け入れる医療機関又は感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結するとともに、療養解除後の患者が円滑に施設での生活に移行できるよう、介護老人保健施設等の高齢者施設等とも連携した上で、後方支援体制を整備するものとする。 また、感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結し、医療人材の応援体制を整備するとともに、法の規定に基づく都道府県の区域を越えた医療人材の応援を要請する場合の方針について、平時から確認しておくものとする。	医療措置協定における後方支援を行う医療機関、人材派遣(医師・看護師)を行う医療機関を派遣する医療機関との協定締結を行った。 (341機関,医師122名,看護師375名) 都道府県の区域を越えた医療人材の応援要請について、医療法の改正に伴い、DMAT、DPAT、災害支援ナース等の対応業務に感染症対応業務が追加されたことから、DMAT、DPAT、災害支援ナース事務所管課と北海道設置運営要綱等改定状況やDMAT等の協定締結状況、医療措置協定における人材派遣の締結状況について、情報交換を行った。	1	・医療措置協定における後方支援を行う医療機関、人材派遣(医師・看護師)を行う医療機関について、数値目標を達成したため。 ・医療人材の応援体制に関して、関係機関との情報交換を行い、情報共有が図られたため。	【課題】 ・療養解除後の患者が円滑に施設での生活や一般の医療機関に移行できるよう、地域における役割分担の確認などが必要。 ・他都府県への応援要請について、対応基準などが必要。 【今後の取組方針】 ・地域での役割分担(後方支援病院や福祉施設など)の確認をするとともに、後方支援病院や施設への移行について連携手法の共有を図る。 ・他都府県への応援要請の方針については、国及び他都府県の考え方を参考に検討する。
	3 最新の情報等の収集・医療機関等への周知【P.16】 ・ 道は、感染症指定医療機関による感染症への対応により得られた知見を含む、道内外の最新の知見等について、随時、収集、更新及び医療機関等への周知を行いながら、感染症対応を行うものとする。	<情報等の収集> 感染症に関する道内外の最新の知見等について、国等からの情報収集に努めた。	1	<情報等の収集> 感染症に関する道内外の最新の知見等について、国等からの情報収集に努めた。	<情報等の収集> 【課題】 ・現状において特に課題なし。 【今後の取組方針】 ・引き続き、感染症に関する道内外の最新の知見等について、国等からの情報収集に努め、情報を入手次第、医療機関等に周知を行う。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項		<医療措置協定関連> 協定締結医療機関との迅速かつ効率的な情報手段を行うため、協定締結担当者との電子メールによる連絡体制の整理を行った。		<医療措置協定関連> 感染症の流行状況等の最新情報を迅速かつ円滑に周知できるよう協定締結医療機関には電磁的方法(メール)に対応できるよう整理したため。	<医療措置協定関連> 【課題】 ・協定締結担当者のメールアドレスが変更になった場合、情報共有ができない。 ・伝達方法についてはメールを想定しているが、漏れなく確実な共有を図ることができる方法について検討を図る。 【今後の取組方針】 ・毎年、協定締結医療機関に対して、連絡先となる協定締結担当者のメールアドレスの受信確認や変更などについて確認を行う。 ・漏れなく確実な共有を図ることができる方法について検討する。
第1章 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	1 移送のための体制の確保【P.19】 ・ 感染症の患者の移送について、道・保健所設置市は、平時から関係部局間で連携し、役割分担、人員体制の整備を図るとともに、地域の協議の場を通じるなどして、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象者及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制について、地域の救急搬送体制の確保の観点も十分に考慮した上で、協議し、必要に応じて協定を締結するものとする。 ・ 道・保健所設置市は、地域の協議の場を通じるなどして、配慮を必要とする高齢者施設等の入所者の移送方法などについて、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、地域の実情に応じ必要な事項を協議するものとする。 また、平時から関係者を含めた移送訓練や演習等を計画し、実施するよう努めるものとする。	<移送訓練> アイソレーターの使用方法的確認や消防と連携した訓練を9保健所(延べ14回)実施した。 また、外部の専門家を招聘した移送訓練について1保健所で実施した。	4	<体制の確保> 体制の確保に向けて関係機関との調整が出来なかったため。 <移送訓練> 9箇所の保健所で延べ14回の移送訓練を実施したほか、1箇所の保健所で、外部専門家を招聘した移送訓練についての評価を実施したため。	<体制の確保> 【課題】 ・コロナ禍においては、保健所業務及び消防機関の救急に係る業務がひっ迫する中で、消防機関に移送の協力を依頼する際の調整が難航した事例や、感染者数が増加する中、軽症者の119番通報の増加が見受けられ、感染症法に基づく移送と消防法に基づく救急搬送の関係性について、保健所と消防機関の間で、混乱が生じることがあった。 ・令和6年9月に国から示された「医療提供体制や感染症の特性等を踏まえた、都道府県等と消防機関の役割分担の基本的な考え方について」の事務連絡を踏まえ、平時から関係機関との調整が必要。 【今後の取組方針】 ・保健所のみでは搬送対応が困難な場合の、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、他都府県の取組状況も確認しつつ、地域の救急搬送体制の確保の観点に十分留意しながら、役割分担について、関係機関と調整を行う。 <移送訓練> 【課題】 各保健所で計画的に移送訓練を実施することが必要。 【今後の取組方針】 本庁において、各保健所の実施状況を集約し共有するほか、訓練に関する資料の提供を行う。また、訓練の実施にあたっては、専門家を招聘し外部の評価をもらうよう促す。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第8 宿泊施設の確保に関する事項	1 宿泊施設の確保【P.20】 ・道・保健所設置市は、民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する宿泊施設確保措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行うものとする。	民間宿泊業者との協定締結を進め、新興感染症発生時における宿泊施設(流行初期1,605室 流行初期以降2,885室)を確保した。	1	宿泊施設確保居室数について、流行初期期間及び流行初期期間経過後の数値目標を達成したため。	【課題】 今後、景気や観光客数の増減等の要因により、協定締結した民間宿泊業者の運営に影響がある可能性が生じ、宿泊施設確保居室数の変更や協定終了の可能性はある。 【取組方針】 協定締結している民間宿泊業者に対し、協定締結継続について意向確認を年1回実施するとともに、保健所設置市とも情報共有を行う。また、宿泊施設確保居室数が数値目標を下回る状況が生じた場合には、必要に応じて新規協定締結の働きかけを行っていく。
	2 宿泊施設の運営体制【P.20】 ・道・保健所設置市は、設置した宿泊施設の運営に係る体制確保(人材確保を含む)の方策を平時から検討し有事に備えとともに、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備するものとする。 また、感染症の発生及びまん延時には、医療体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保する等、円滑な宿泊施設の運営体制の構築及び実施を図るものとする。	有事に速やかに宿泊施設の運営が行えるよう、医療従事者の確保についての検討を行った。	1	宿泊施設運営業務マニュアルの作成に向けて関係者の意見を参考に、必要項目の整理を行ったため。	【課題】 ・有事の際の医療従事者の確保や施設等との連携及び役割の明確化が必要。 ・宿泊施設運営業務マニュアル及び必要な資機材リストの作成が必要。 【取組方針】 医療従事者の確保について、医師会等の関係団体や医育大学、医療機関と協議を進めるとともに、宿泊施設等との情報共有、関係機関との役割の明確化について協議を行う。また、宿泊施設運営業務マニュアル及び必要な資機材のリストを作成するなど、有事において、新興感染症の特性に応じた柔軟な活用が図れるよう、運営体制の構築を図る。
第1章 第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	1 基本的な考え方【P.21】 ・道・保健所設置市は、外出自粛対象者が、体調悪化時等に適切な医療に繋げることができる健康観察体制等の整備について、平時から準備を進め、感染拡大期等に速やかに機能するよう努めるものとする。 また、外出自粛により生活上必要な物品等の入手が困難になることから、当該対象者に対し、生活上の支援を行うことができる体制等の整備に努めるものとする。 なお、これらの体制整備に当たっては、離島等の地理的条件や自宅療養者の急増等を考慮した体制の構築、要援護者への合理的配慮を含めた支援のあり方などに配慮するものとする。	コロナ禍において、主に軽症者の健康観察や生活支援物資の確保・配達の委託を行っていた業者へのヒアリングを実施するなど、当時の運営上の課題を改めて把握し、新たな感染症発生時に委託する場合における業務仕様の整理を行った。	2	コロナ禍には、課題把握や改善に着手できなかった内容を改めて検討できたため、平時に向けた準備を進めることができたが、北海道の広域性を踏まえた迅速な支援の仕組み作りなどに関しては、さらなる検討・協議が必要であるため。	【課題】 新興感染症発生時において、速やかに外部委託可能な業務を移行し、保健所等における業務のひっ迫が生じないよう、準備が必要。 【今後の取組方針】 陽性患者情報の把握と生活支援などの取組との連携による効率的な業務運用を検討し、限られた人員体制による対応や外部委託への円滑な移行が進められるよう、標準的な委託仕様書などの業務運営内容をとりまとめる。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第9 新型イン フルエン ザ等感染 症外出自 粛対象者 又は新感 染症外出 自粛対象 者の療養 生活の環 境整備に 関する事 項	2 関係機関及び関係団体との連携【P.21】 ・ 道・保健所設置市は、高齢者施設等や障がい者施設等の入居者が施設内で療養する場合には、施設内で感染がまん延しないよう、施設の役割や機能に応じた助言等ができる体制等の整備について、平時から準備を進めるものとする。	要援護者への合理的配慮を含めた支援については、民間事業者(介護保険サービス事業者、障害福祉サービス施設事業者等)に対して、必要な指導等を行った。 ・ 感染症の発生時に備えた連携の必要性について周知を図った。 ・ 感染症対策委員会開催状況の確認 ・ 施設で作成した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の確認 ・ 研修及び訓練の実施状況の確認	1	・ 集団指導では、各(総合)振興局が、全ての介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等を対象に、感染症の予防対策に関して、医療機関等との連携の必要性について説明を行うとともに、感染対策の知識を習得して実践できるように国が作成した感染対策手引きやマニュアル等を活用して感染対策等について周知を行ったため。 ・ 運営指導では、各(総合)振興局が、定期的に介護保険施設、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等を訪問し、感染症対策委員会の開催状況や、感染防止指針の作成状況、感染症の予防対策に係る研修等の実施状況等について実地等で確認を行ったため。	【課題】 ・ 介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者等においては、感染症への対応に精通した職員は必ずしも多くないことから、平時から感染症に関する専門人材を有する医療機関と連携し、支援や助言が受けられる仕組みを構築することが必要とされている。 ・ 介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者等は、感染症が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供するため、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力の向上について、引き続きの周知・啓発が必要。 【今後の取組方針】 ・ 要援護者への合理的配慮を含めた支援については、民間事業者(介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等)に対して、必要な指導等を行う。 ・ 感染症の発生時に備えた医療機関との連携の必要性について周知を図る。 ・ 感染症対策委員会開催状況の確認 ・ 施設で作成した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の確認 ・ 研修及び訓練の実施状況の確認
第1章 第10 感染症の 予防又は まん延防 止のため の総合調 整・指示 の方針に 関する事 項	1 基本的な考え方【P. 22】 ・ 知事は、法第63条の3第1項に基づき、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止する必要がある場合、保健所設置市長、市町村長及び関係機関に対して人材確保や移送方法など、必要な体制整備等の総合調整を行うことができるものとする。	道行動計画策定にあたり、予防計画等を踏まえつつ、連携協議会において関係団体や専門家等の意見やパブリックコメント等により、知事が行う総合調整の考え方について整理の上、本文に反映した。	1	知事の総合調整等について、道行動計画の策定にあたり、政府行動計画や予防計画、検証報告等を踏まえ整理し、北海道感染症対策連携協議会等のご意見を伺い、まん延防止・緊急事態措置等を実施するにあたり「地域ごとの措置とするなど、本道の広域性を十分に考慮する」など道行動計画に反映した。	【課題】 道予防計画は、道行動計画と整合性を図ったことから、総合調整の考え方については整理されたといえる。今後、新たな感染症が発生した際に、決めた内容で適切に対応できたのかの検証が必要。 【今後の取組方針】 連携協議会での進捗状況の評価や中間見直し、実践的な訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
第1章 第11 感染症対 策物資の 確保に関 する事項	1 個人防護具等の確保の方策【P. 23】 ・ 道・保健所設置市は、新興感染症のパンデミック時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、事業者との連携の下、個人防護具等の備蓄又は確保に努めるものとする。	令和6年7月に国から示された「政府行動計画ガイドライン」に基づき、備蓄する品目・量・方法・場所等について、関係団体、医療機関等の意見も伺いながら、備蓄の開始に向けて検討を進めた。	1	「政府行動計画ガイドライン」が示されたことから、保健所・関係団体・医療機関・取扱業者との調整やヒアリングにより、道の備蓄方針を概ね決定することができたため。	【課題】 令和7年度以降、備蓄水準を満たすよう計画的に購入や納品場所を念頭に置いた適正な契約事務を進めることが必要。 【今後の取組方針】 道の備蓄方針について、保健所・関係団体へ確認を行い、令和7年度の購入契約を進め、計画的に備蓄を行う。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第12 感染症に 関する啓 発及び知 識の普及 並びに感 染症の患 者等の 人権の尊重 に関する 事項	1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の権利の尊重【P.23】 ・道及び市町村は、感染症の発生に際して、道民の理解の増進に資する必要があると認めるときは、個人情報の保護に留意の上、各種広報媒体等を活用し、法及び関係法令等に基づく適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行うとともに、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たっては、患者等の権利を尊重するものとする。	感染情報について公表する際は、患者等への不当な差別・偏見が生じないように配慮するとともに、道のホームページ等を活用し、様々な感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った。	1	感染情報について公表する際は、患者等への不当な差別・偏見が生じないように配慮するとともに、道のホームページ等を活用し、様々な感染症に関する正しい知識の普及啓発を行ったため。	【課題】 引き続き、感染症の患者やその家族、患者等と接する機会の多い職業に従事する方々への差別及び偏見の排除等と、感染症の予防やまん延防止等を進めるため、正しい知識を普及していく必要がある。 【今後の取組方針】 引き続き、感染情報を公開する際、患者等への不当な差別・偏見が生じないように配慮するとともに、ホームページ等の活用により様々な感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。
第1章 第13 感染症の 予防に関 する人材 の養成及 び資質の 向上に関 する事項	1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上【P.24】 ・知事・保健所設置市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)等に保健所や衛生研究所職員等を継続的に派遣することを基本とし、この研修により習得した専門的な知識を十分活用するものとする。	国立感染症研究所で実施される実地疫学専門家養成コース(FETP-J)への職員派遣継続により、感染症の流行・集団発生時に、迅速かつ的確にその実態の把握及び原因究明に対応し、平常時に質の高い感染症サーベイランスの実施と体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を養成した。	1	感染症危機管理に対応する技術の習得を通じて、国際水準の判断能力・技術を有し感染症の危機管理に対応できる人材の養成を行い、道内での感染症危機管理対応力の強化を図ることができたため。	【課題】 令和4年からFETP-Jに職員を派遣し実地疫学専門家の養成を行っており、継続して、感染症の予防に関する人材として養成をしていく必要がある。 【今後の取組方針】 引き続き、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP-J)への道職員の継続的な派遣を通じて専門性の高い人材を育成しながら、より効果的な人材活用について検討を行う。
	2 保健所職員等向け研修会等の開催【P.24～25】 ・道・保健所設置市は、ICD、ICN やFETP-Jへ派遣した人材及びこれら専門家の知識を活用しながら、保健所職員等向けの研修会を開催すること等により、感染症対策を担う人材の資質の向上を図るものとする。 ・道・保健所設置市は、保健所等の関係職員に対し、医師会・看護協会等の関係団体が行う感染症に関する研修会等への積極的な参加を進めるなど、職員等の資質の向上に努めるものとする。	保健所職員に対し、感染症や感染対策に関する基礎的知識の習得に資する研修、専門職人材の資質向上のための研修などを階層別に行うとともに、国立感染症研究所や関係団体等が主催する感染症対策の各種研修会への参加を通じて、人材育成の取組を継続的に行った。 また、新たな感染症危機に備えるため、感染症危機管理対応訓練を実施した。	1	各研修を階層別に企画、その内容によりWEB又は集合にて研修を実施し、終了後アンケートにより評価。受講者のほぼ全員から「理解できた」との回答が得られ、伝達研修も行われていることから、道内の保健所職員に対し、感染症対策を担う人材の資質向上を図ることができているため。	【課題】 研修等による人材育成等について、平時から計画的に整備し、有事に備える必要がある。 【今後の取組方針】 ・保健所職員に対し、感染症や感染対策に関する基礎的知識の習得に資する研修、専門職人材の資質向上のための研修などを階層別に行うとともに、国立感染症研究所や関係団体等が主催する感染症対策の各種研修会への参加を通じて、人材育成の取組を継続的に行う。 ・新たな感染症危機に備えるため、感染症危機管理対応訓練を実施する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第13 感染症の 予防に関 する人材 の養成及 び資質の 向上に関 する事項	3 IHEAT要員の確保・活用に向けた準備【P.24】 ・ 道・保健所設置市においては、IHEAT要員の確保及び研修の実施など、IHEAT要員の活用に向けた準備を行うものとする。	感染症をはじめとする健康危機管理の基礎知識及び保健所で行う業務内容について、人材バンクに登録されているIHEAT要員に対して研修を行った。	2	・計画どおりに実施し、受講者のほぼ全員から「理解できた」との回答が得られたため。 ・保健所設置市(4市)から、開催のあり方などについての希望を把握し、反映するとともに、開催結果について情報提供したため。	【課題】 ・受講者が登録者に対して少ない。 ・開催方法の工夫が必要(より実践的な内容)。 【今後の取組方針】 ・年1回の開催を継続。 ・演習や訓練などより実践につながる方法とする。
	4 感染症対応を行う医療従事者への研修会の開催【P24-25】 ・ 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関による、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練の実施又は国、道・保健所設置市若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練への参加が図られるよう、道・保健所設置市は、当該医療機関へ働きかけるものとする。	＜協定締結医療機関向けに参加の働きかけ＞ 協定締結医療機関向けに、平時における準備として研修・訓練に関する内容も記載した医療措置協定書の解説を作成・公表し周知を図った。 ＜協定締結医療機関向けに機会の創出＞ ※本年は医療措置協定が創設され協定締結を推進する年度であったため、医療機関において研修等の取組を実施する期間は1年に満たない状況であった。 道が主催した研修会は、札医大と連携し、医師会・薬剤師会・看護協会・病院協会と共催の上下記のとおり開催。 ・1/24～1/29に根室・名寄・苫小牧・網走・滝川で開催。 ・2/23に札幌で開催。 ・各保健所においては、地域の感染症指定医療機関と連携し研修会を開催。(11保健所28医療機関)	2	道主催の協定締結医療機関向け研修を実施することができ、また、札医大等の関係機関と連携・共催により、各地域での開催につながり、研修会参加の機会を確保することにつながったが、協定締結医療機関における研修等の実施(参加を含む)については、年度途中で協定締結をしている医療機関があるため、目標としている全医療機関での実施には至らなかったため。	＜協定締結医療機関向けに参加の働きかけ＞ 【課題】 研修の機会の提供。研修等の実施に係る意識の醸成 【今後の取組方針】 引き続き協定締結医療機関等に対して研修や訓練の実施に向けた周知を行う。 ＜協定締結医療機関向けに機会の創出＞ 【課題】 ・ニーズに合った研修内容とすることで、研修への参加を促す。 ・関係機関との連携を継続し、道内全域の医療機関等が参加しやすい研修等の機会の創出 ・医療機関自ら研修等を企画・実施することが難しい場合を想定し、道主催の研修への参加の働きかけを行う。 【今後の取組方針】 ・令和6年度研修時のアンケートを参考に、令和7年度の研修内容を決定する。 ・札幌圏の他、地方で研修会を開催する。また、保健所に対して地域の医療機関と連携した研修会を開催するよう促す。(札医大が実施する研修と開催地が重複しないように行う)

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第14 感染症の 予防に関 する保健 所の体制 の確保に 関する事 項	1 基本的な考え方【P.25】 ・ 道・保健所設置市は、保健所における感染症発生時の対応の迅速化、業務の効率化を目的に、感染症に関する情報の一元管理と共有について、ICTの活用も視野に入れた体制の整備に努めるものとする。 - また、道・保健所設置市は、感染症発生時に備えて、保健所における外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄、業務の一元化、外部委託、医療DX推進等も視野に入れ、平時から準備を進めるよう努めるものとする。 - 感染症の予防に関する保健所の体制の確保【P.26】 ・ 感染症のまん延が長期間継続しても、保健所が地域の感染症危機管理の拠点としての役割や機能の発揮に向け、必要となる保健所の人員数を想定しつつ、感染症発生時における体制を迅速に構築することができるよう、関係部局と調整し、平時から準備を進めるよう努めるものとする。	<必要な人材の確保> 各保健所と調整し、新興感染症初期に応援職員が必要な業務及び人員を整理し、関係部局と調整を行った。 <資機材の整備> 各保健所で策定している健康危機対処計画の資料編として、各保健所において新興感染症発生時において必要な資材等の一覧を整理した。 <業務の一元化・外部委託> 新興感染症対応における、業務の一元化や外部委託の検討状況について他都府県の調査を実施し取りまとめを行った。	2	・各保健所の新興感染症発生時における応援が必要な業務及び人員、必要な資機材の整理を行った。今後、応援側関係者との調整を行う必要がある。 ・上記の応援が必要な業務や人員のほか、他府県調査の結果に基づき、有事の際に一元化や外部委託が可能なものを整理する必要がある。	<必要な人材の確保> 【課題】 振興局所在地以外の保健所に対する応援体制の確保手段の整理、応援職員の業務マニュアルの整理 【今後の取組方針】 令和6年度に未実施の関係機関と調整実施後、保健所において具体的応援体制の調整や応援マニュアルを整備 <資機材の整備> 【課題】 防護服等対応年数経過後の資機材の更新に係る経費の確保 【今後の取組方針】 更新年度の平準化を図りながら、随時資材の更新を実施 <業務の一元化・外部委託> 【課題】 新たに統一化・委託化できる業務の検討 【今後の取組方針】 感染症危機の発生時において、本庁への一元化や外部委託を速やかに進められるよう標準的な業務手順を整備する。
第1章 第15 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	1 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保について【P.27-28】 ・ 特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行うものとする。 ・ 道・保健所設置市は、国と連携し、特定病原体等を所持する衛生研究所等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供するものとする。	特定病原体に係る政策動向を注視しながら、令和6年7月、国の通達に基づき、特定病原体等の規制の対象外となる大臣指定病原体を迅速に周知することで、適切な取扱い等に関する情報提供を行った。	1	令和6年7月に国の通達に基づき、特定病原体等の規制の対象外となる大臣指定病原体を迅速に周知した。	【課題】 現状において課題なし 【今後の取組方針】 引き続き、特定病原体に係る国の政策動向を注視しながら、特定病原体等の適切な取扱い等に関して、必要に応じ情報提供を行う。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第16 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策(道と市町村及び他都府県等との連絡体制の確保を含む)に関する事項	1 道の初動対応【P.28】 ・道は、国内外で新興感染症の発生の疑いを把握した場合等には(中略)地域の感染状況に応じた注意喚起等の必要な対応を行うものとする。	令和7年3月に「北海道新型インフルエンザ行動計画」を改定し、平時においては「感染症対策庁内連携会議」を常設し、新型インフル等の発生の疑いを探知した場合は「北海道新型インフルエンザ等対策連絡本部」を、新型インフル等が発生し政府対策本部が設置された場合は「北海道新型インフルエンザ等対策本部」を設置するよう、初動対応をはじめとする実施体制を整備した。 さらに、令和7年1月に、知事、庁内各部等に加え小樽検疫所、保健所設置市、道市長会・町村会等が参加した対策本部設置訓練を実施し、参加機関間の情報共有を図った。 また、道行動計画において、新型インフル等発生時は、道連携協議会に速やかに状況を報告し、今後の対応について意見聴取を行うことを定めた。	1	・道連携協議会・専門会議の助言を踏まえ、令和7年3月に道行動計画を改定し、初動対応体制を整備したため。 ・初動対応を円滑に進めることができるよう、令和7年1月に多様な主体の参画による対策本部設置訓練を実施したため。	【課題】 新型インフル等が発生した際に、迅速かつ円滑に対応を進められるよう、初動対応をはじめとする新たな感染症危機への対応について、平時から不断の点検や改善を行うことが必要。 【今後の取組方針】 ・多様な主体の参画による実践的な訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていく。 ・常設設置である「道連携協議会」や「庁内連携会議」を定期的に開催し、関係機関の連携を強化する。
第1章 第17 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	1 動物由来感染症への対策【P.30】 ・道・保健所設置市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うため、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する届出について、その周知を図るとともに、ワンヘルス・アプローチ(人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。)に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図って、道民への情報提供を進めるものとする。 ・動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、道・保健所設置市は、感染症対策部門と動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じるものとする。	・令和6年10月に、ワンヘルスの考え方や取り組みについて、道民にわかりやすく伝えるために開催された「北海道ワンヘルスフェア2024」に、関連するポスターを掲示した。 ・なお、動物由来感染症の1つである鳥インフルエンザについて、道内養鶏場での発生時(10月、11月)に、防疫作業従事者等に対する感染防御策の徹底と作業後の健康観察を、関係部局と連携し実施した。	2	・ワンヘルスの考え方や取り組みについて、道民にわかりやすく伝えるために開催された「北海道ワンヘルスフェア2024」に出展し、関連するポスター等を掲示したため。 ・動物由来感染症の1つである鳥インフルエンザの道内養鶏場での発生時(10月、11月)に、防疫作業従事者等に対する感染防御策の徹底と作業後の健康観察を、関係部局と連携し実施したため。	【課題】 ワンヘルスの考え方に関する取組は、感染症対策、食品の安全など、道民の日常生活に密接に関わる内容が数多く含まれていることから、この考えについて道民に周知し、身近な行動として実践してもらうことが必要。 【今後の取組方針】 ・動物由来感染症対策について、平時から感染症発生動向調査等を通じて動向を適確かつ迅速に把握するとともに、関係部門と適切に連携をとりながら、道民に対する情報発信に取り組む。 ・ワンヘルス・アプローチ(人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。)に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図って、道民への情報提供を進める。 ・ワンヘルスの考え方について、道の関係部局等と連携し周知を図り、更なる理解促進に努める。 ・養鶏場での鳥インフルエンザ発生時は、引き続き、関係部局と連携し、防疫作業従事者等に対する感染防御策の徹底と作業後の健康観察を実施する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第1章 第17 その他感 染症の予 防の推進 に関する 重要事項	2 薬剤耐性対策【P.31】 ・ 薬剤耐性対策を推進するためには、薬剤耐性や抗菌薬に関する道民の知識と理解が不可欠であることから、道・保健所設置市は、道民に対する情報発信に取り組むものとする。 ・ 道は、薬剤耐性菌の動向の監視を行うため、引き続き、病原体の収集及び薬剤耐性遺伝子等の分析を実施し、得られた結果を全道で共有する病原体サーベイランスの体制整備に取り組むものとする。	薬剤耐性の発生をできる限り抑え感染症のまん延を防止するため、薬剤耐性や抗微生物剤の適切な使用に関して、道のホームページ等を通じた周知を行うとともに、病原体サーベイランスを通じた薬剤耐性の発生状況の把握と情報の公開を行った。	1	薬剤耐性の発生をできる限り抑え感染症のまん延を防止するため、薬剤耐性や抗微生物剤の適切な使用に関して、道のホームページ等を通じ周知するとともに、病原体サーベイランスを通じた薬剤耐性の発生状況の把握と情報の公開を行ったため。	【課題】 薬剤耐性対策を推進するためには、薬剤耐性や抗菌薬に関する道民の知識と理解が不可欠であることから、引き続き情報発信が必要。 【今後の取組方針】 薬剤耐性や抗微生物剤の適切使用に関して、道のホームページ等を通じて周知するとともに、病原体サーベイランスを通じた薬剤耐性の発生状況の把握と情報の公開を通じて、薬剤耐性対策の推進を図る。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 1 エキノコ ックス症対 策の推進	【P.32】 - エキノコックス症の早期発見・早期治療に資するよう、市町村による住民のエキノコックス検診(1次検診)、道による2次検診の受診促進について普及啓発を行うものとする。 - 道は、市町村や専門家及び医療関係者等と密接に連携を図りながら、北海道エキノコックス症対策協議会の場合を通じて、エキノコックス症の感染状況、都市ギツネ対策を含むエキノコックス症の媒介動物対策等を専門的に審議し、道民に対する知識の普及や感染源等の調査研究などの対策を総合的に推進するものとする。	- 市町村による住民のエキノコックス検診(1次検診)、道による2次検診の受診促進について、ホームページを通じ、道民への普及啓発を行ったほか、道立衛生研究所と共同で、10月にいきいきウェルネスフェア(札幌市)にてエキノコックス症に関する普及啓発を行った。 - 北海道エキノコックス症対策協議会患者調査専門部会、媒介動物部会を開催し、エキノコックス症に関するホームページによる普及啓発の他、宿主対策や衛生対策、駆除薬の散布などの媒介動物対策等について専門的に審議を行った。	2	新たな取り組みとして、道のホームページを通じて宿主対策や衛生対策、衛生教育、駆除薬の散布など、関連する施策の啓発に取り組むなど、エキノコックス症の早期発見・早期治療に資する情報を掲載したため。 (北海道エキノコックス症対策協議会) - 患者調査専門部会を開催し、エキノコックス症の感染状況などについて専門的な審議を行ったため。 - 媒介動物部会を開催し、届け出状況などについて専門的な審議を行い、感染予防の方策の検討を行ったため。	【課題】 エキノコックス症は、進行により重篤な転帰をたどり得るため、血清学的検査による早期発見・早期の治療介入が重要であることから、引き続き、エキノコックス症に関する知識の普及啓発を促進し、患者の早期発見・早期治療につなげる取組が必要。 【今後の取組方針】 - ホームページ等を活用し、引き続き、エキノコックス症への理解、市町村による住民のエキノコックス検診、道による2次検診の受診促進について、普及啓発に取り組む。 - 北海道エキノコックス症対策協議会において、総合的な感染症対策を行うため、施策の推進の方向性について審議する。
第2章 2 結核対策 の推進	【P.34】 - 結核の罹患率の高い高齢者、デインジャーグループ、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされている住民層、結核がまん延している国の出身者等について、市町村や技能実習生の監理団体などとも連携しながら、健診受診率の向上を図るものとする。 - 広域分散型で冬期寒冷である本道の特殊性に鑑み、また結核患者が身近な地域で結核医療が受けられるよう、すべての第三次医療圏ごとに、結核病床又はモデル病室の確保に努めるとともに、結核患者の治療に当たる病院を中核的な病院が遠隔で支援するような連携体制の確保に努めるものとする。 - これまで成果をあげてきた結核に係る医療の供給基盤等を有効に活用しつつ、人権を尊重しながら、世界保健機関(WHO)の包括的な治療戦略(DOTS 戦略)に基づく直接服薬確認療法(DOTS)による患者支援、治療成績の評価等を含む包括的な結核対策を推進するものとする。 - 国等とも連携し、結核に関する幅広い知識を有し、標準治療法を含む研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の育成・確保に努めるとともに、国等が開催する結核に関する研修会に保健所等の職員を参加させるほか、地域の実情に見合った形で結核に関する講習会等を開催すること等により、保健所、衛生研究所、市町村等の職員に係る研修の充実を図るものとする。	- 市町村や外国人技能実習生の監理団体に対して、結核に係るリーフレットを送付し、啓発を図った。 - 結核対策協議会において審議した結果及び道央圏の西胆振における患者数の動向を踏まえ、既存病床の見直しと並行してモデル病室の整備を推進した。 - 各保健所において、DOTSによる患者支援等を行った。 - 結核予防事業に従事する医師や保健師等が、結核対策に必要な最新の知識の習得と技術の向上が図られるよう、結核研究所の所長等を講師とする講習会を開催した。 - 結核・呼吸器感染症予防週間(9/24～30)において、ポスター掲示やリーフレット配布などにより、結核についての周知啓発を行った。	2	- 市町村、外国人技能実習生の監理団体に対しリーフレット配布による啓発を行ったため。 - 結核患者発生数に対し、病床利用が低い西胆振において病院間や関係者との調整を行い、適正な役割分担、規模への見直しを行ったため。 - 各保健所において、DOTSによる患者支援等を行い、包括的な結核対策を行った。 - 専門家による医師や看護師等を対象とした講義により、結核対策関係者の結核対策に関する理解の増進を図ったため。 - 結核・呼吸器感染症予防週間(9/24～30)において、保健所等において、結核についての周知啓発を行ったため。	【課題】 - 患者の早期発見・早期治療につなげるため、引き続き、結核そのものや健診受診の必要性について、外国人技能実習生等を含め理解を促進する取組が必要。 - 入院を必要とする結核患者数が減少する中、引き続き、必要な結核病床又はモデル病室の確保を図りつつ、治療に当たる病院を中核的な病院が遠隔で支援するための体制づくりに向け、関係機関との調整が必要。 - 結核の発生に対応できる医療従事者が減少している中、引き続き、医療現場への普及が必要。 【今後の取組方針】 - ホームページ等を活用し、引き続き、結核に関する情報について、普及啓発に取り組む。 - 市町村や監理団体と連携し、引き続き、外国人技能実習生等を含む健診受診を必要とする層に対する普及啓発の強化に取り組み、健診受診率の向上を図る。 - 各保健所において、引き続きDOTS支援等を実施するとともに、治療成績の評価等を結核対策の推進に活用していく。 - 引き続き講習会を開催することで、より多くの医療従事者へ周知を図る。 - 必要な結核病床又はモデル病床の確保を図りつつ、治療に当たる病院を中核的な病院が遠隔で支援するための体制づくりに向け、引き続き、関係機関と調整を行う。 - 結核対策協議会において、施策の進捗状況を確認し、推進の方向性について審議する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 3 ウイルス 性肝炎対 策の推進	【P.35】 ・ウイルス性肝炎に関する正しい知識や検査の必要性について肝炎医療コーディネーター等の活用を通じた普及啓発を行い、市町村や保健所における肝炎ウイルス検査の受検を促進するものとする。 【P.36】 ・陽性者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップを保健所や肝炎医療コーディネーター等において行うものとする。 ・肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患に関する専門医療機関の機能の向上や診療連携を進めるため、連絡会議や研修会の開催により医療の均てん化や連携強化に努め、医療提供体制の整備促進を図るものとする。 ・道は肝炎対策を実施するに当たって、その目標、具体的な指標等を別途設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討するものとする。	・ホームページの内容を更新し、ウイルス性肝炎に関する普及啓発活動を推進するとともに、肝炎医療コーディネーター研修を通じ育成や活動へのサポートを行うことにより、道内における普及啓発活動を推進した。 ・道内保健所においてウイルス性肝炎に関する普及啓発を図るとともに、地域・職域連携推進専門部会における情報提供を通じ、協会けんぽなどの職域関係団体に対し、道立保健所での肝炎ウイルス検査についての説明を行い、肝炎ウイルス検査の推進を図った。 ・拠点病院等連絡会議を開催し、拠点病院間の情報共有を図った。 ・北海道ウイルス性肝炎対策実施要綱を改正し、具体的な数値目標を設定した。 ・肝炎デー等で、患者団体と協力して啓発ポスターを作成、道内各自治体に配布し、正しい知識の普及啓発を行った。	3	・肝炎医療コーディネーター等の活用を通じた普及啓発を行い、ホームページにて市町村や保健所における肝炎ウイルス検査の受検の促進に努めたため。 ・各研修において、フォローアップに対する理解促進に繋がる周知を実施した。また職域団体に対しても検査制度の説明を行い、施策の理解に努めたため。 ・令和6年度北海道肝疾患医療従事者研修会を10月に旭川医科大学病院で開催し、医療従事者向けに肝疾患に関する最新の治療情報や医療費助成制度などの情報を提供した。また、連絡会議でも拠点病院と道の持つ情報を共有し、医療の均てん化や連携強化に努めたため。 ・肝炎医療コーディネーター養成研修で、専門知識を持った人材を育成するとともに、フォローアップ研修にて、既存のコーディネーターへ、肝疾患に関する最新情報を提供するなど、肝炎医療コーディネーターを通じて、陽性者や患者、その家族への情報提供などの支援をきめ細やかにを行い、陽性者や患者の専門医療機関への受診・受療の促進に努めたため。 ・肝炎デー等で、患者団体と協力して啓発ポスターを作成、道内各自治体に配布し、正しい知識の普及啓発を行ったため。 ・北海道肝炎対策協議会について、R6年度はスケジュール調整が不調に終わり未開催。 ・R6.4.1に数値目標の追加に伴う、要綱改正を行ったため。	【課題】 ・HBV陽性率は一定の水準で推移していることから、引き続き、ウイルス性肝炎に対する正しい知識の啓発、適切な受診を促進するためのフォローアップを保健所や肝炎医療コーディネーター等において行うことが必要。 ・数値目標の今後の達成状況を踏まえ、施策の見直しが必要。 【今後の取組方針】 ・ホームページ等を活用し、引き続き肝炎の情報の普及啓発を図るとともに、職域団体への検査制度の周知を図る。また、肝炎医療コーディネーターの養成を推進し、フォローアップ体制を構築する。 ・数値目標の達成状況の把握に努めるとともに、肝炎対策協議会において、施策の進捗状況を確認し、推進の方向性について審議する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 4 インフルエンザ対策 の推進	【P.37】 - 各種広報媒体を活用して、ワクチン接種の重要性に関する普及啓発や高齢者施設等に対する周知を行うほか、インフルエンザ発生動向に関する情報の収集・提供に努めるものとする。 - インフルエンザワクチンについては、年毎に流行の規模が異なることなどにより、ワクチンの供給不足が生じる場合があるため、医療機関や医薬品卸売業者等の協力を得て、ワクチンの円滑な接種に努めるものとする。	- ホームページの内容を更新し、インフルエンザに関する基本的な情報や感染対策などについて、普及啓発を行った。 - 人の移動が多くなる時期に合わせ、通知発出や報道発表のほか、医療関係団体との連携により作成した啓発リーフレットやSNSを活用した、手洗い、喚起等の基本的感染予防対策に係る積極的広報を実施した。 - インフルエンザ流行期前にインフルエンザワクチンの安定供給方針について定め、各保健所設置市、道立保健所、北海道医師会、北海道薬剤師会、北海道医薬品卸業協会、各医薬品卸販売業者あてに通知し、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めた。 - ワクチンの流通状況を把握するため、医薬品卸売販売業者あてに在庫量調査、医療機関あてに接種状況調査を実施した。	2	- 感染特性に鑑み、夏休み・お盆の帰省及び冬休み・年末年始の人の移動が多くなる時期に合わせ、通知発出や報道発表のほか、医療関係団体との連携により作成した啓発リーフレットやSNSを活用した、手洗い、換気等の基本的感染予防対策に係る積極的広報を実施したため。 (調査) - 在庫量調査は6回実施し、関係機関との安定供給に資する情報を提供を行った。 - 医療機関あて接種状況調査は5回実施し、管内の医療機関のワクチン接種・在庫状況を各保健所と共有し、地域住民への案内等への活用、接種希望者への情報提供を可能としたため。	【課題】 - 引き続き、適切な時期に、季節性インフルエンザの感染対策やワクチンの情報について普及啓発を行うことが必要。 - 引き続き、ワクチンの安定供給を図ることが必要。 【今後の取組方針】 - 道のホームページ等を活用し、引き続き、季節性インフルエンザの感染対策やワクチンに関する情報について、普及啓発に取り組む。 - 引き続き、インフルエンザ流行期前にインフルエンザワクチンの安定供給方針について定め、関係機関に通知しワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めるとともに、医薬品卸売販売業者あての在庫量調査及び医療機関あての接種状況調査を行い、流通状況を把握。
第2章 5 性感染症 対策の推 進	【P.38】 - 道では、感染症発生動向調査を通じた性感染症の動向の把握について、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用するとともに、収集された調査の結果や分析に関する情報をホームページ等により、広く提供を行っていくものとする。 - 道民に対して、症例報告数が増加している梅毒をはじめ、性感染症に関する予防方法など正しい知識の普及啓発を図るため、ホームページの活用やリーフレットの配布などを行うとともに、中学生・高校生への健康教育に努めるものとする。 - 保健所においては、感染の早期発見及び早期治療による感染者の減少を図るため、検査に係る情報提供を行うとともに、個人情報の保護や時間帯等の利便性に配慮した相談・検査の機会確保に取り組むなど体制の充実を図るとともに、受検者に対して検査結果に基づく医療機関への受診を促すものとする。	- ホームページの内容を更新し、性感染症の流行状況や疾患の概要、予防方法など、内容を充実させることにより、普及啓発を行った。 - ホームページの内容を更新し、性感染症(HIV・梅毒)に関する検査についての内容を充実させることにより、普及啓発を行った。 - 道内保健所において性感染症について普及啓発を図るとともに、医療機関との研修のなかで性感染症(梅毒)に関する検査の無料化について説明を行った。 - 令和6年11月にファイザー株式会社と締結した包括連携協定に基づき、同月北海道梅毒診療セミナーを開催した。	2	- 性感染症の発生動向を把握し、収集した検査の結果や分析に関する情報をホームページ等により広く提供を行ったため。 - 令和6年11月にファイザー株式会社と締結した包括連携協定に基づき、同月北海道梅毒診療セミナーを開催したため。 - 性感染症に関する検査についてホームページ等により情報提供することで、相談・検査の機会確保に努めたため。	【課題】 - 引き続き、ホームページ等の活用により、性感染症の知識の普及啓発を推進していくことが必要。特に、中学生・高校生への周知を意識することが重要。 - 引き続き、ホームページ等で情報提供を実施することで、相談・検査の機会確保に努めることが必要。 【今後の取組方針】 - ホームページやSNS等の活用により、引き続き、性感染症についての正しい情報の普及啓発を推進する。 - ファイザー株式会社との包括連携協定に基づき、梅毒に関する周知啓発に取り組む。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 6 麻しん対 策の推進	【P.39】 ・道は、定期予防接種の対象者の95%以上が2回の接種を完了できるよう、市町村と連携しながら勧奨を行うものとする。 ・海外に渡航する者のうち、麻しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを、道のホームページ等を活用して啓発するものとする。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療機関及び児童福祉施設等の職員など抗体を保有しない0歳児や妊婦等に接する機会が多い者に対して予防接種を受けるよう推奨するほか、妊娠中に麻しんに感染すると一定のリスクがあるため、ワクチン未接種・未罹患の場合に、妊娠前にワクチン接種を受けることを推奨するものとする。 ・道は、北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するとともに、それらを踏まえ、関係機関等との連携の下、道民に対し、麻しんに関する正しい知識に加え、その予防に関する適切な情報提供に取り組んでいくものとする。	・令和7年1月、国の「子ども予防接種週間」に基づき、市町村などの関係機関あて通知を発出した ・令和7年1月、市町村に対し、麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組状況等について照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行った。 ・麻しんに関する基本的情報や予防接種の呼びかけや感染動向など、ホームページの内容を適宜見直して更新し、麻しんについての普及啓発を行った。 ・令和6年5月、北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について審議を行った。	2	・麻しんの基本的な情報や予防接種についてホームページでの普及啓発を行ったため。 ・麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組(予定)状況等について道内市町村に照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行い、定期接種の接種率を2回とも95%以上にするよう、実施主体である市町村に働きかけを行ったため。 ・人の移動が増加することが予想される年末年始等の長期連休の時期において、海外渡航者に対して、道のホームページを通じて感染予防方法等の情報の周知を行ったため。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について専門的に審議を行ったため。	【課題】 ・道内においては、1回目接種及び2回目接種の接種率が95%を割り込んでいることから、ともに95%とすることが必要。 ・海外に渡航する者のうち、麻しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを啓発することが必要。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療機関及び児童福祉施設等の職員などに対する予防接種の推奨のほか、ワクチン未接種・未罹患の場合、妊娠前にワクチン接種を受けるよう推奨することが必要。 【今後の取組方針】 ・定期接種の実施主体である市町村に対し、引き続き、接種率向上に向けた働きかけを継続。 ・ホームページやSNS等の活用により、引き続き、麻しんについての正しい情報の普及啓発を推進する。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、施策の進捗状況を確認し、推進の方向性について審議する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 7 風しん対 策の推進	【P.40】 ・道は、定期予防接種の対象者の95%以上が2回の接種を完了できるよう、市町村と連携しながら勧奨を行うものとする。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員のほか、風しんに関する国の追加的対策の対象者を含む定期予防接種を受ける機会がなかった者や妊娠を希望する女性等に対し、市町村や協会けんぽ等の保険者団体などと連携しながら、風しんの抗体検査や予防接種の勧奨を行うものとする。 ・道は、北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、関係機関の協力を得ながら、定期的に風しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するとともに、それらを踏まえ、関係機関等との連携の下、道民に対し、風しん及び先天性風しん症候群に関する正しい知識に加え、その予防に関する適切な情報提供に取り組んでいくものとする。	・令和7年1月、国の「子ども予防接種週間」に基づき、市町村などの関係機関あて通知を発出した。 ・令和7年1月、市町村に対し、麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組(予定)状況等について照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行った。 ・風しんに関する基本的な予防接種の呼びかけなどホームページの内容を更新し、風しんについて普及啓発を行った。 ・北海道風しん抗体検査事業を継続して実施した。 ・令和6年5月、北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について審議を行った。	2	・風しんに関する基本的な情報や予防接種について ホームページでの普及啓発を行ったため。 ・麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組(予定)状況等について道内市町村に照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行い、定期接種の接種率を2回とも95%以上にするよう、実施主体である市町村に働きかけを行ったため。 ・人の移動が増加することが予想される年末年始等の長期連休の時期において、海外渡航者に対して、道のホームページを通じて感染予防方法等の情報の周知を行ったため。 ・北海道風しん抗体検査事業について広報周知を行い、申請があった対象者に対して適切に助成を行ったため。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について専門的に審議を行ったため。	【課題】 ・道内においては、1回目接種及び2回目接種の接種率が95%を割り込んでいることから、ともに95%とすることが必要。 ・海外に渡航する者のうち、風しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを啓発することが必要。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療機関及び児童福祉施設等の職員などに対する予防接種の推奨のほか、定期予防接種を受ける機会がなかった者や妊娠を希望する女性等に対し、風しんの抗体検査や予防接種に関する勧奨が必要。 【今後の取組方針】 ・定期接種の実施主体である市町村に対し、引き続き、接種率向上に向けた働きかけを継続。 ・ホームページやSNS等の活用により、引き続き、風しんについての正しい情報の普及啓発を推進する。 ・北海道風しん抗体検査事業について周知を行い、適切な実施に努める。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、施策の進捗状況を確認し、推進の方向性について審議する。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 8 後天性免疫不全症候群(エイズ)対策の推進	【P.41】 - ホームページやリーフレットの内容の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携しながら、広く道民に対し、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行うものとする。 【P.42】 - 感染の割合が高い年代をはじめ、中学生・高校生・大学生などに対してコンドームの適切な使用を含めた感染予防の正しい知識の普及啓発に一層努めるものとする。 - 教育機関と連携し、保健所において行っている中学・高校生を対象とした健康教育の取組の推進を図るものとする。 - 新規 HIV 感染者の減少と、早期発見及び早期診断による予後の改善のため、道立保健所においては、時間帯や他の性感染症検査の同時実施等利便性に配慮した相談・検査に取り組むなど体制の充実を図るとともに、その周知を図るものとする。 - 一般医療機関における受診がしやすい環境に資するよう、エイズ治療拠点病院等の医療従事者を対象とした研修会や情報交換のための連絡会議を開催し、各拠点病院における取組事例の共有等を図ることにより、診療水準の確保、向上や診療連携の充実を図るものとする。 - HIV 感染者やエイズ患者が、高齢となっても地域で適切な医療や介護サービスを受け、長期療養ができるよう、道は、各拠点病院と慢性期病院、介護サービス事業所等との連携体制の構築に努めるものとする。	- 世界エイズデーや道のパネル展の情報を更新する等、ホームページの掲載内容を見直し、エイズについての普及啓発を行った。 - 道内一部の保健所において世界エイズデーのポスターの掲示や地元大学と連携してパネル展を行う等、普及啓発を行った。 - 道内一部の保健所において教育機関と連携し、ポケットティッシュを配布する等、普及啓発を行った。 - HIV検査普及週間や世界エイズデーにおいて、道内保健所において検査体制についての普及啓発を行った。 - 中核拠点病院等と連携して、医療従事者を対象としたエイズについての研修会を開催し、診療水準の確保、向上や診療連携の充実を図った。 「エイズ診療向上に関する調査研究事業」を北海道大学病院に委託し、その一環で「北海道HIV福祉サービスネットワーク」を運営し、HIV感染者等が安心して福祉サービスを受けられる体制の整備を図った。	2	- ポスター掲示、パネル展の開催やポケットティッシュの配布等、ホームページに直近の情報を掲載することにより、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行ったため。 - 中核拠点病院の設置する連絡協議会等と連携し、医師会、歯科医師会等の関係団体や患者団体の協力の下、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及び診療所等間の診療連携の充実を図ったため。 「エイズ診療向上に関する調査研究事業」を北海道大学病院に委託し、その一環で「北海道HIV福祉サービスネットワーク」を運営し、HIV感染者等が安心して福祉サービスを受けられる体制の整備を図ったため。	【課題】 - ホームページでの感染予防を含めた正しい知識の普及啓発について、よりわかりやすい内容への検討が必要。 - 連携に取り組む、保健所へのバックアップが必要。 - 委託している中核拠点病院において、今後とも、円滑な事業が運営できるよう努める必要がある。 「北海道HIV福祉サービスネットワーク」の幅広い周知を図る必要がある。 【今後の取組方針】 - 引き続き、ホームページに最新の情報を更新しつつわかりやすい標記に努める。 - 引き続き、パネル展の実施により、普及啓発に努める。 - 引き続き、連絡協議会等と連携し、診療水準の確保、向上や診療連携の充実を図る。 「北海道HIV福祉サービスネットワーク」について周知するとともに、参加事業者が増えるような周知に努める。

項目	施策の展開内容	推進状況	評価 (進捗 状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
第2章 9 蚊・ダニ媒介感染症 対策の推進	【P.43】 ○蚊媒介感染症 ・道民に対し、様々な広報媒体を活用して、日本脳炎ワクチンの接種やマラリア予防薬の服薬などの蚊媒介感染症の予防方法に係る情報提供を進めるとともに、道外や海外を行き来した際に、蚊の生息に適した場所に長時間滞在する又は頻回に訪問する場合には、蚊に刺されないよう注意を促す啓発を行うものとする。 【P.43】 ○ダニ媒介感染症 ・道民に対し、様々な広報媒体を活用して、野外作業や農作業、レジャー等で草むらや藪、森林などマダニが多く生息する場所に立ち入る際の予防方法についての周知や、マダニの寄生を発見又はそれによる発症の可能性がある場合は速やかに医療機関を受診するよう注意喚起を一層図るものとする。	・ホームページの内容を適宜見直し、蚊・ダニ媒介感染症に関する普及啓発を行った。 ・ダニ媒介脳炎について、感染者の発生について報道発表するとともに、ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症について、更なる注意喚起のため、市町村及び医療機関宛てに通知を発出した。 ・道立衛生研究所と共同で、10月にいきいきウェルネスフェア(アクセス札幌で開催)にて蚊・ダニ媒介感染症に関する普及啓発を行った。	2	・道民に対し、ホームページを活用して、蚊媒介感染症の予防方法に係る情報提供を進めるとともに、道外や海外を行き来した際に、蚊の生息に適した場所に長時間滞在する又は頻回に訪問する場合には、蚊に刺されないよう啓発を行ったため。 ・ダニ媒介脳炎について、感染者の発生について報道発表するとともに、ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症について、更なる注意喚起のため、市町村及び医療機関宛てに通知を発出したため。 ・道内でのみ確認されているエゾウイルス(令和3年9月発見)によるダニ媒介感染症のさらなる解明を進めるため、道立衛生研究所においてエゾウイルス等の調査研究を実施したため。 ・道立衛生研究所と共同で、10月にいきいきウェルネスフェアにて蚊・ダニ媒介感染症に関する普及啓発を行ったため。	【課題】 ・道内でも引き続き、蚊媒介感染症の発生が確認されていることから、蚊媒介感染症に関する知識の普及啓発を促進し、感染予防、患者の早期発見・早期治療につなげる取組が必要。 ・道内でも引き続き、ダニ媒介感染症の発生が確認されており、また、エゾウイルスやダニ媒介脳炎など北海道でしか確認されていない感染症もあることから、ダニ媒介感染症に関する知識の普及啓発を促進し、感染予防、患者の早期発見・早期治療につなげる取組が必要。 【今後の取組方針】 ・ホームページ等を活用し、引き続き、蚊媒介感染症及びダニ媒介感染症への理解、促進に取り組む。 ・ファイザー株式会社との包括連携協定に基づき、ダニ媒介感染症に関する周知啓発に取り組む。

別表【数値目標】

No.	項目	目標値		R6実績		推進状況		評価	課題と今後の取組方針
		流行初期期間	流行初期期間 経過後	流行初期期間	流行初期期間 経過後	流行初期期間	流行初期期間 経過後		
1	検査の実施件数 <検査措置協定締結状況>	1,290件/日	9,856件/日	10,745	16,152	832.9%	163.9%	達成	【課題】 有事の際、病原体等の検査体制等を速やかに整備できるよう、関係課及び衛生研究所間での連携が必要。 【今後の取組方針】 協定締結している民間建機間等に対し、協定締結継続について、意向確認を年1回実施する。
2	衛生研究所における検査機器数	22台	25台	22	25	100.0%	100.0%	達成	
3	入院病床数 <医療措置協定締結状況>	1,734床	2,448床	2,053	2,614	118.4%	106.8%	達成	【課題】 自らの機関の地域における役割の再確認や地域の他の協定指定医療機関との役割分担・連携について確認・共有が必要。 【今後の取組方針】 各地域において、関係機関や医療機関ごとの役割分担について確認する。役割に応じた必要数が地域において確保し続けられるよう、協定指定医療機関の状況を随時把握する。
4	発熱外来医療機関数 <医療措置協定締結状況>	84機関	1,146機関	1,076	1,325	1281.0%	115.6%	達成	
5	自宅療養者等医療提供機関数 <医療措置協定締結状況>		2,632機関		3,399		129.1%	達成	
6	後方支援医療機関数 <医療措置協定締結状況>		108機関		341		315.7%	達成	
7	派遣可能人材数(医師) <医療措置協定締結状況>		61人		122		200.0%	達成	【課題】 療養解除後の患者が円滑に施設での生活や一般の医療機関に移行できるよう、地域における役割分担の確認などが必要。 【今後の取組方針】 地域での役割分担(後方支援病院や福祉施設など)の確認をするとともに、後方支援病院や施設への移行について連携手法の共有化を図る。
8	派遣可能人材数(看護師) <医療措置協定締結状況>		128人		375		293.0%	達成	
9	個人防護具を2か月以上備蓄する協定締結医療機関の割合 <協定締結医療機関からの報告値>		80%		53%		66.3%	※1	【課題】 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の備蓄水準を満たすよう計画的に道における備蓄を進めることが必要。 【今後の取組方針】 令和7年度の購入契約を進め、計画的に備蓄を行うとともに、引き続き、協定締結医療機関に対して個人防護服の備蓄を推奨する。
10	宿泊施設確保居室数 <宿泊施設確保措置協定締結状況>	930室	2,545室	1,605	2,885	173.0%	113.4%	達成	【課題】 景気や観光客数の増減等の要因により、確保客室数の変更や協定終了の恐れがある。 【今後の取組方針】 意向確認を年一回実施し、必要に応じて新規協定締結の働きかけを行う。

No.	項目	目標値	R6実績	推進状況	評価	課題と今後の取組方針
11	研修等を年1回以上実施等している協定締結医療機関の割合 <協定締結医療機関からの報告値>	100%	59%	59.0%	※2	【課題】 研修等の機会の提供。研修等の実施に係る意識の醸成。 【今後の取組方針】 引き続き協定締結医療機関等に対して研修や訓練の実施に向けた周知を行う。
12	保健所職員等の研修・訓練回数	年1回以上	100%	100.0%	達成	【課題】 人材育成等について、平時から計画的に整備し、有事に備える必要がある。 【今後の取組方針】 研修等の講師や実動訓練において、衛生研究所とも連携した訓練等を実施。
13	保健所の人員確保数 ※流行開始から1か月後における業務量を想定	2,109人(全道計)	※有事の際に体制を確保			【課題】 振興局所在地以外の保健所に対する応援体制の確保手段の整理 【今後の取組方針】 保健所において、具体的応援体制の調整
14	IHEAT研修の年度ごとの受講者数	32人(全道計)	29	90.6%	未達成	【課題】 受講者が登録者に対して少ない。また、開催方法の工夫が必要(より実践的な内容で実施) 【今後の取組方針】 年一回の開催を継続し、演習や訓練などによりより実践につながる方法で開催する。

※1 北海道予防計画策定後に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定(令和6年7月2日)され、国・都道府県の備蓄水準が示されたところ。道は、備蓄水準の全量を道で備蓄することとしているため、協定締結医療機関の備蓄量にかかわらず必要量を備蓄することとしていることから、未評価としている。

※2 医療措置協定は国が示す令和6年9月末を期限に締結を進めたところであり、目標とする項目の実施期間が1年に満たない協定締結医療機関が相当数あるため、未評価としている。